

鳴 沢 村 い じ め 防 止 基 本 方 針

令和 7 年 5 月

鳴沢村教育委員会

目 次

	はじめに	1
I	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1	村基本方針策定の目的	2
2	いじめの定義	2
3	いじめの防止等のための基本理念	3
II	いじめ防止に向けた取組及びいじめが発生した際の対応について	4
1	教育委員会におけるいじめ防止に向けた取組	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	4
(4)	家庭、地域及び関係機関との連携	5
2	いじめ防止等に関わる組織の設置	6
3	教育委員会におけるいじめの対応	6
4	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	7
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
III	重大事態への対処について	9
(1)	教育委員会又は学校による調査	9
(2)	調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置	10
IV	推進にあたって	10

鳴沢村いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

このことを受け、本村においても、法第12条の規定を踏まえ「鳴沢村いじめ防止基本方針（以下「村基本方針」という。）」を策定し、取組の一層の充実を図るものである。

なお、村基本方針は、国や県が定めるいじめ防止等のための基本的な方針を斟酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

関連法令等

- ・ いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71号）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月 文部科学大臣決定）
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版 文部科学省）
- ・ 山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（令和6年11月改訂版 山梨県・山梨県教育委員会）

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

I―1 村基本方針策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であるという認識を持ち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「法」に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「村基本方針」を策定する。

I―2 いじめの定義

この「法」において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる、絶対に許されない、卑怯な行為である。

○ 具体的ないじめの態様

*冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不愉快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

*仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームに入れない
- ・席を離される

*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる

*金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・脅かされ金をとられる
- ・靴に画びょうやガムを入れられる
- ・写真やかばん、靴を傷つけられる

*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で服を脱がされる
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる

*パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）のグループから故意に外される

1—3 いじめの防止等のための基本理念

本村では児童一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい児童の育成を目指す。いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、いじめ防止対策推進法の基本理念の下、次の基本理念を定め、いじめ防止等の対策に強い決意を持って取り組む。

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という一貫した姿勢を貫く。
- すべての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが決して許されない行為であること等について、児童が理解できるよう、児童の豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践する。
- 村、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。

Ⅱ いじめ防止に向けた取組及びいじめが発生した際の対応について

Ⅱ－Ⅰ 教育委員会におけるいじめ防止に向けた取組

(1) いじめの防止

- ① いじめ根絶には、継続的、系統的な指導が必要であることから、小学校が行ういじめ防止等の取組を推進する。
- ② 望ましい人間関係を築くことが、いじめ防止に資することを踏まえ、児童の豊かな情操と道徳心を培う、学校の「心の教育」授業を支援する。
- ③ 児童の自主的ないじめ根絶活動を地域の活動として支援し、推進する。
- ④ インターネット、SNSを通じて行われるいじめ防止に向けた調査研究と対策を講じ、啓発を行う。
- ⑤ 学校におけるいじめ防止等のための取組状況について定期的に点検し、学校への支援を行う。
- ⑥ 村の将来を担う子供たちから、いじめを根絶するため、村民総ぐるみ、学校や家庭、地域との連携の下に、関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の徹底を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童及び保護者並びに教職員が、いじめに係る通報及び相談を行うことができるよう、学校の相談体制を整える支援を行う。
- ② 問題を抱える児童の生活環境等の問題解決を図るため、必要に応じた人材を派遣する。
- ③ インターネット、SNSを通じて行われるいじめを早期に発見するため、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ④ 教職員の資質向上を図るため、生徒指導主事をはじめとする教職員に研修への出席を促す。
- ⑤ 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、学校における職員研修等を推進する。
- ⑥ より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校や家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する。

(3) いじめへの対処

- ① 教育委員会は、学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合は、教育課職員を派遣するなど学校と連携して調査や対応にあたる。
- ② 教育課では対応困難な事案等が発生した場合は、委員会内に設置した「いじめ問

題解決委員会」(P 6 参照)を組織し、委員会を開催し、学校支援等の対応にあたる。

- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときや、児童の生命、身体または財産に重大な被害の恐れがあるときは直ちに警察に連絡し、適切な指導・援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、委員会も警察と適切に連携し対応にあたる。
- ④ いじめを受けた児童、その他の児童が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童の保護者に対して、必要に応じて、当該児童の出席停止を命じる等の措置を講じる。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を要請するよう学校に指導する。
- ⑥ いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関との連携

- ① P T A各組織等との連携を図り、いじめの防止等における家庭の役割や児童の状況に合わせた保護者等の指導の大切さ、その保護する児童がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ることについて周知する。

- ② 地域が一体となって、児童を見守ることの大切さ及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について、地域への啓発を行う。
- ③ いじめ防止等の対策が、関係機関等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、協力体制を築く。

Ⅱ―２ いじめ防止等に関わる組織の設置

いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会は、必要に応じて以下の組織を設置することができる。

鳴沢村いじめ問題対策協議会（法第14条）

教育委員会は、教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携体制を構築するため、いじめ防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について次の事項について協議する。

構成員：教育委員会、学校、PTA、富士・東部教育事務所指導主事、都留児童相談所、富士吉田警察署、民生児童委員協議会、スクールカウンセラー等心理における専門家、スクールソーシャルワーカー等福祉に関する専門家、村長部局関係課等、実情に応じて決定する。

協議事項

ア：鳴沢村いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の説明

イ：いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること

ウ：各機関の取組についての協議、情報交換等に関すること

エ：啓発事業その他必要な事項に関すること

Ⅱ―３ 教育委員会におけるいじめの対応

教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な措置を講ずることを指示し、若しくは必要な支援を行い、または当該に係る事案について自ら必要な調査を行うとともに、解決のために必要であれば、次の委員会を設置することができる。

鳴沢村いじめ問題解決委員会（法第24条）

構成員：教育委員会、富士・東部教育事務所指導主事、村長部局関係課 等必要に応じて学校長、関係機関（警察や児童相談所等）に参加を要請する。

協議事項：

ア：いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。

イ：学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ：学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査にあたる。

Ⅱ－４ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国、県のそれぞれの基本方針及び村基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めておくものとする。策定した学校基本方針は、年度当初に鳴沢小学校の全教員間で共有すると共に、村ホームページ内の学校のホームページなどで公開する。また、児童や保護者に対しても入学時や年度当初に必ず説明する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、児童指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめ防止等全体に係る内容等を盛り込む。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、複数の教職員等で構成する「いじめ不登校対策委員会」を置くものとする。この場合、日頃からいじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等の既存の組織を活用するものであっても構わないものとする。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を求めることも効果的である。

いじめ不登校対策委員会（法第22条）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導担当

※その他、必要に応じて校長が教育長、教育委員会学校教育担当、カウンセラー、スクールカウンセラー等に出席を要請する。

【組織の役割】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合の迅速な情報共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う必要がある。

加えて、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大事である。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、より速やかな早期発見とその状況把握を行い、内容が拡散しないよう早期対応を図る。また、情報モラルの教育を推進し、児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応を行う。被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、事情や心情を聴取し、毅然とした態度で再発防止に向け適切に指導する。いずれの児童においても、その状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことが重要である。

また、この場合、教育委員会に報告を行い、指示及び助言を受けて適切な対応を行う。なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る必要がある。その際は、被害児童及びその保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

Ⅲ いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省による「重大事態ガイドライン」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」により適切に対応する。

なお、村における法に基づく調査委員会及び再調査委員会は次のとおりとする。

鳴沢村いじめ調査委員会（法第28条）

重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

構成員：鳴沢村いじめ問題解決委員会及び学校内設置のいじめ不登校対策委員会（法第22条）の委員をもって組織

鳴沢村いじめ問題再調査委員会（法第30条第2項）

村長が、教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：弁護士、大学教授、臨床心理士、事案の特性に応じた外部の第三者等

（１）重大事態ガイドラインの構成

- 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的
- 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第4章 重大事態を把握する端緒
- 第5章 重大事態発生時の対応
- 第6章 調査組織の設置
- 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第8章 重大事態調査の進め方
- 第9章 調査結果の説明・公表
- 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第11章 調査結果を踏まえた対応
- 第12章 地方公共団体の長等による再調査

【別添資料1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別添資料2】

いじめ重大事態に係る申立様式

《参考》法・基本方針の関連する規定

(2) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、小学校においては年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施し、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

Ⅳ 推進にあたって

国は3年の経過をめぐり、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、本村では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、いじめに関するアンケートや学校評価の結果等を検証するなど実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。

また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取組についての項目を設定するなど、現状の把握と改善に取り組む。